

計画作成年度	平成29年度
計画主体	広島県江田島市

## 江田島市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 広島県 江田島市 産業部 農林水産課  
所在地 広島県 江田島市 大柿町 大原 505 番地  
電話番号 0823-43-1642  
FAX番号 0823-57-4433  
メールアドレス nousui@city.etajima.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ，カラス，アナグマ，カワウ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	江田島市内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	444千円 0.44ha
	果樹	10,122千円 3.18ha
	野菜	3,786千円 1.07ha
	いも類	4,400千円 1.85ha
	花卉	449千円 0.04ha
カラス	果樹	961千円 0.20ha
アナグマ	果樹	287千円 0.11ha
	野菜	28千円 0.01ha
	いも類	86千円 0.09ha
カワウ	魚類	4,200千円

(2) 被害の傾向

江田島市における農作物被害については、特にイノシシ被害が甚大で、当初は本市南部地域の圃場に出没し被害を及ぼし始め、西部、東部地域へと被害の拡大が始まった。現在では北部地域を含む市内全域に被害が拡大している。農作物被害を及ぼす加害個体の増加の原因としては、もともとイノシシが多産であることに加え、人口減少や農林業者の高齢化が進み、耕作地として利便性の悪い中山間地の圃場から人の管理が行われなくなり、放任された農作物を残したままの休耕地が増加していたところ、この休耕地が、農作物に執着が強い個体の生息地になっていることにある。また、これらの個体が耕作地でも活動を始めたことで、新たに圃場の被害を招くという悪循環をもたらしている。

江田島市における水産物被害については、カワウの採食被害が発生しており、生息数が全国的に増加していることや長距離移動する鳥類であることから、本市の海域でも魚類の採食被害が多発している。被害対象が海面に生息する魚類であるため、直接的な採食防止対策を取ることが困難な状況である。今後、ねぐら及びコロニーの形成箇所が増加し、生息数が増加し過ぎると、周辺の生態系が変化し、稚魚が育たない海域が拡大する恐れがある。

① イノシシ

農作物被害は、通年を通して市内全域で発生し、主に畑地での露地栽培による果樹、野菜、いも類、花卉、水稻への食害がある。また、農道や公園等の掘り起こしや石垣を崩される被害も発生し、人家周辺での目撃情報も多く、人の生活圏への侵入が拡大している。

② カラス

農作物被害は、通年を通して市内全域で発生し、主に果樹、水稻への食害が見られる。特に、柑橘の収穫時期（9月～3月）に、侵入防止対策が困難な中山間地の圃場での被害が、断続的に発生している。

③ アナグマ

農作物被害は、通年を通して市内全域で発生し、主に露地栽培によるいも類、野菜、果樹等を中心に被害が発生している。また、水路等に生息し、人家周辺の耕作地等での目撃情報も多く、人の生活圏で活動する個体が増えている。

④ カワウ

水産物被害は、魚類の採食を中心に被害が確認されている。通年を通して市周辺の湾内及び海域での活動が見られ、特にメバルなどの有用魚種や放流稚魚等の採食被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）		目標値（平成31年度）	
イノシシ被害	19,201千円	6.58ha	9,600千円	3.29ha
カラス被害	961千円	0.20ha	480千円	0.10ha
アナグマ被害	401千円	0.21ha	200千円	0.10ha
カワウ被害	4,200千円		2,100千円	

※被害金額、面積とも5割の減少を目標とした（端数切捨）。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲班（以下「捕獲従事者」という。）による罠または網捕獲、銃器捕獲、追い払い。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊による捕獲者のイノシシの止めさし支援。（支援体制等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲報償金制度、捕獲罠補助制度、罠または網狩猟免許取得更新補助制度を整備。</li> <li>・ 捕獲従事者の傷害保険加入の支援。</li> <li>・ 有害鳥類の銃器捕獲及び追い払い活動に係る実包代等の支援。</li> <li>・ 国県補助制度等を活用し捕獲器材や活動経費の支援。</li> </ul>	<p>有害鳥獣の生息数を把握する実用的な方法が確立しておらず、正確に把握することは難しい。よって、毎年何個体捕獲すれば全体の生息数が減少していくのか判断しながら行うことは非常に難しく、生息数に基づいた視点で効果的な対策を講じることは困難である。</p> <p>このため、加害個体に対して捕獲圧をかけ続けることができる実施体制を推進及び維持することに努めているが、捕獲圧をかける実施体制にも限界がある。</p> <p>また、個体の大きさによっては、捕獲後の埋設に多大な労力と場所を要するため、高齢な捕獲従事者においては捕獲活動の意欲低下につながっている。</p>

		人家周辺での捕獲活動は、人や飼育動物への危険も伴う活動であるため、生活環境に係る心配事に対しては、直接的対処手段とならない。
	市の有害鳥獣捕獲許可を受けている農林業者等（以下「個人被許可捕獲者」という。）による罾または網捕獲。 （支援体制等） ・ 捕獲報償金制度，捕獲罾補助制度，罾または網狩猟免許取得更新補助制度を整備。	自らの圃場を良く知る農林業者にとって、侵入防止等の対策に加えて、加害個体から自衛するための方法のひとつとして、また、捕獲従事者の負担分散の推進のため、罾または網狩猟免許の取得を奨励しているが、捕獲活動を試みる者は、期待するほど増加していない。
防護柵の設置等に関する取組	農作物被害の防止を目的に、侵入防止柵等（防護柵，防除網，電気柵等）を市内の農地に設置する者に対して、購入した資材費の一部を限度額の範囲内で補助。 申請者が65歳以上の場合，設置費の一部を限度額の範囲内で補助。 集団での取り組みを奨励するため，耕作者等が異なる隣接する農地に共同で施設を設置する場合は，先の資材費の限度額を引き上げた制度で補助を実施。	耕作地の保全を目的とした侵入防止柵の整備が進んだことにより，農業経営の安定化を図る方法が普及してきているが，放任された農作物を残したままの休耕地等には個体を誘引するエサとなるものが残っているため，耕作地周辺への個体の出没情報は減少していない。 また，公園や人家周辺への鳥獣の出没が多くなってきており，生活環境被害への心配事が増加している。 なお，依然として，中山間地の段々畑等では，侵入防止対策が困難な場合が多い。
	中山間地域直接支払制度に取り組む集落による侵入防止対策の実施。	設置しても侵入を許した場合に対処できる被害対策の知識の普及や，地域で協働して点検等を行う体制が必要である。

#### （5）今後の取組方針

農作物を収穫できる圃場にして行くために、侵入防止柵等設置による対策、有害鳥獣を引き寄せないための圃場などの環境改善による対策、また場合によっては、農作物残渣などの食べ物を学習して圃場に現れるようになった加害個体から自衛するための捕獲による対策について、圃場を良く知る農林業者への啓発を行い、引き続き支援制度を維持する。

農林業者個人では難しいと考えられる活動については、市の捕獲従事者による罾捕獲活動、銃器や猟犬を使用しての山への追い払い活動を行う。また、安心して捕獲活動が行えるように、捕獲されたイノシシの止めさし支援活動を継続して行う。今後も捕獲活動を継続していくためには、処分のあり方について実態に即

した検討が必要であり、捕獲従事者に集中する負担の分散を図っていく必要もある。

カワウによるメバルなどの有用魚種の採食被害対策として、定期的な海上巡回による銃器捕獲及び追い払い活動を中心に行う。なお、ねぐらやコロニーでむやみに捕獲を行うと、カワウが飛散し、飛散した先で新たに増加する可能性があるため、引き続き、漁業関係団体と連携して飛来状況や生息状況などの情報を広島県へ提供し、県域規模での広域的な対策計画に基づいて対応を行う。

#### （個体数調整）捕獲について

- ① 捕獲従事者または個人被許可捕獲者に対し、有害鳥獣の捕獲報償金の支払いを行う。
- ② 捕獲従事者または個人被許可捕獲者に対し、有害鳥獣の捕獲罟導入費用の一部を補助する。
- ③ 農林水産業者の狩猟免許取得の推進のため、取得に係る費用の一部を補助する。
- ④ 捕獲従事者の傷害に備えるため、傷害保険に加入する。
- ⑤ 捕獲従事者が使用する有害鳥獣の捕獲器材（箱罟・くくり罟）を導入し、効果的な捕獲を実施する。（一部、国交付金事業等を活用）
- ⑥ 捕獲従事者が行う、有害獣に対する猟犬を使用しての銃器での捕獲・追い払い等の一斉捕獲活動に係る費用支援を行う。
- ⑦ 捕獲従事者が行う、有害鳥類の銃器での捕獲を行うための実包代の費用支援を行う。

#### （被害防除）防除について

- ① 侵入防止柵等（防護柵、防除網、電気柵等）の設置者に対し、購入した資材費の一部を補助する。また、申請者が65歳以上の場合、設置費の一部を補助し被害防除を推進する。
- ② 圃場付近でのカラスの出没時期に、人とカラスの緊張関係を維持するため、捕獲従事者による威嚇を目的とした銃器での捕獲・追い払い活動に係る費用支援を行う。（一部、国交付金事業を活用）

#### （生息環境管理）

- ① カワウの発生状況を把握するため、定期的な海上巡回によって生息状況調査を行う。また、個体数管理や人とカワウの緊張関係を維持するため、捕獲従事者による銃器での捕獲・追い払い活動に係る費用支援を行う。（一部、国交付金事業を活用）
- ② カワウの採食している魚類等を調査するため、捕獲従事者による捕獲したカワウの胃内容物の調査に係る費用支援を行う。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### （1）対象鳥獣の捕獲体制

- ① 捕獲従事者  
 鳥獣被害対策実施隊と有害鳥獣捕獲班（５班）が連携し、効果的な捕獲活動体制を整備する。  
 イノシシ、アナグマ、カラスについては、農林業者からの被害届または本市有害鳥獣捕獲対策協議会による予察または実施計画に基づき、被害者等及び捕獲従事者の連携により防除または捕獲対策を行う。  
 カワウについては、漁業関係団体からの被害届または本市有害鳥獣捕獲対策協議会による実施計画に基づき、漁業関係団体及び捕獲従事者の連携により防除または捕獲対策を行う。  
 有害鳥獣により住民の生命、身体または財産に係る被害が生じる恐れがある不測の緊急事態の場合は、市または警察の指示により、鳥獣被害対策実施隊が主体となって追い払いまたは捕獲措置を行う。
- ② 個人被許可捕獲者（市の有害鳥獣捕獲許可を受けている農林業者等）  
 侵入防止等の防除対策に加えて、加害個体から圃場等を自衛するための方法のひとつとして、被害に基づく鳥獣捕獲許可申請に対して、箱罠、くくり罠、網による捕獲許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ	箱罠、くくり罠などの効果的な捕獲器材を導入し、捕獲体制の強化に努める。特に、安全に加害個体を捕獲できる箱罠での捕獲を向上させるために、圃場の侵入防止対策等の推進を図り、箱罠での捕獲効果の向上に努める。なお、箱罠の設置が難しい場所での捕獲方法として、くくり罠を導入し、捕獲効果を補完する。 また、銃器や猟犬を使用しての捕獲・追い払いを行い、生息域及び生息数の拡大防止に努める。 また、農林業者等の罠または網狩猟免許の取得を推進するとともに、捕獲従事者等の捕獲熟練者と連携して、加害個体から自衛するための捕獲者の確保及び育成を図る。
	カラス	圃場付近でのカラスの出没時期に、人とカラスの緊張関係を維持するため、威嚇を目的とした銃器による捕獲・追い払いを行うとともに、新たな捕獲方法等も検討し、被害防除に努める。
	アナグマ	小型の箱罠を導入し、加害個体の捕獲体制の強化に努める。
	カワウ	定期的な海上巡回によって、生息状況調査や、人とカワウの緊張関係を維持するための銃器での捕獲・追い払い活動を中心に取り組む。なお、ねぐら・コロニー対策は県域規模での広域的な対策計画に基づいて対応を行う。

30	同上	同上
31	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>広島県鳥獣保護管理事業計画や、特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>鳥獣の生息数を把握する実用的な方法が確立しておらず、正確に把握することは難しい。よって、毎年何個体捕獲すれば全体の生息数が減少していくのか判断しながら行うことは非常に難しく、生息数に基づいた視点で効果的な対策を講じることが困難である。このため、加害個体に対して捕獲圧をかけ続けることができる実施体制を推進及び維持することに努めることとする。</p> <p>このことから、捕獲目標数は、実施体制の規模並びに近年の捕獲実績、捕獲数の増減及び被害地域を総合的に勘案して設定する。</p> <p>近年の捕獲数は一定量で高止まりするなか、被害地域は市内全域に及んでいることから、捕獲目標数は、平成27年度を基準にして、これまでの目標値を維持できるように設定する。</p> <p>※平成27年度実績 イノシシ：850頭、カラス：283羽 アナグマ：85頭、カワウ：109羽</p>
---

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
カラス	300羽	300羽	300羽
アナグマ	150頭	150頭	150頭
カワウ	150羽	150羽	150羽

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>○ 捕獲区域 江田島市内全域（市街地を除く）</p> <p>○ 捕獲時期 通年</p> <p>○ 捕獲方法</p> <p>① イノシシ 被害場所を中心に箱罠、くくり罠を基本とし、その他、銃器による捕獲を行う。また、止めさしは銃器を基本とし、その他、槍・ナイフで行う。</p> <p>② カラス 被害場所を中心に銃器を基本とし、その他、箱罠・網による捕獲を行う。</p>
---

③ アナグマ	被害場所を中心に箱罟を基本とし、その他、くくり罟による捕獲を行う。
④ カワウ	定期的な海上巡回または稚魚の放流に合わせた場所にて銃器を基本とし、その他、網による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシによる農産物被害対策の取り組みのひとつとして、ライフル銃以外の銃による方法での捕獲が困難な個体に対して、射程が長くまた捕獲能力の高いライフル銃を使用して、より効果的に捕獲及び追い払いを実施するため。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし（既に権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	29年度		30年度		31年度	
イノシシ, アナグマ, カラス	電気柵 100件	7km	電気柵 100件	7km	電気柵 100件	7km
	防護柵 100件	10km	防護柵 100件	10km	防護柵 100件	10km
	防除網 20件	1km	防除網 20件	1km	防除網 20件	1km

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	イノシシ カラス アナグマ	<p>農作物被害の防止を目的に侵入防止柵等（防護柵，防除網，電気柵等）の設置に係る経費の一部を補助し支援を行う。</p> <p>被害状況の把握に努め，農林業関係団体と連携して，農林業者向けに，侵入防止対策や鳥獣を引き寄せないための環境改善対策などの被害防止対策の正しい知識の普及啓発を繰り返し行う。</p> <p>また，地域の被害防止対策の効果を高めるために，地域の農林業者の間での共通認識が高まるよう働きかけ，地域農林業者間で協働して対策を講じることができるよう推進する。</p>
	カワウ	<p>漁業関係団体と連携して，被害状況の把握に努め，飛来状況等については広島県へ情報提供を行い，広域的な対策を講じることができるよう努める。</p> <p>ねぐら・コロニー対策は県域規模での広域的な対策計画</p>



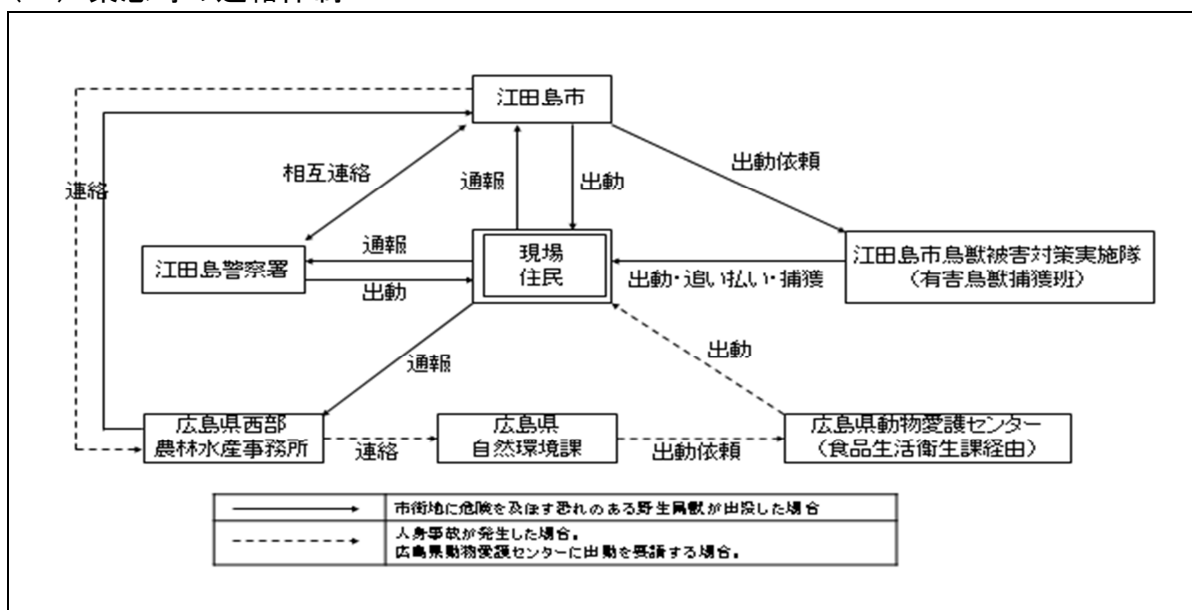
		に基づいて対応を行う。
30	イノシシ カラス アナグマ カワウ	同上
31	イノシシ カラス アナグマ カワウ	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
広島県西部農林水産事務所	捜査（司法警察員）または狩猟取締，捕獲許可に関する助言・指導
江田島警察署	捜査，違法捕獲の取締，パトロール，住民の生命・身体の安全確保，作業中の不慮の事故等の危険防止のために必要な措置，警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応
江田島市	住民の避難支援，関係機関への情報提供，緊急捕獲の許可，鳥獣被害対策実施隊等への銃器以外での緊急捕獲・追い払い指示
鳥獣被害対策実施隊 （有害鳥獣捕獲班）	江田島市または警察の指示による銃器以外での緊急捕獲・追い払いの実施，警察の指示による銃器での緊急捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	江田島市有害鳥獣捕獲対策協議会	
構成機関の名称	役割	
江田島市	被害対策のための計画の樹立	
単位猟友会	同上	
江田島市農業委員会	同上	
呉農業協同組合	同上	
江田島市漁業振興協議会	同上	
農業共済組合	同上	
鳥獣保護管理員	同上	
江田島市鳥獣被害対策実施隊	同上	
その他会長が特に必要と認める者	同上	

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局農業技術課	情報提供等
広島県環境県民局自然環境課	情報提供等
広島県西部農林水産事務所	情報提供等
広島県西部農業技術指導所	技術指導等
江田島警察	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲等に関する情報の提供を行う。
呉市	情報提供等

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成20年10月1日から設置しており、平成28年4月1日現在、市内に14名の隊員がいる。業務の内容としては、有害鳥獣の捕獲活動、捕獲者の鳥獣止めさし支援活動、カワウの生息状況調査など、市からの要請に対応する。

鳥獣被害対策実施隊員を民間から選出する場合は、有害鳥獣捕獲班員のなかから、3年以上の狩猟登録があり、地元猟友会代表、捕獲班長及び市において満場一致で承認した者を市長が任命する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし
------

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣（イノシシ、カラス、アナグマ、カワウ）については、原則として、捕獲後生態系に影響しないよう適切な方法で埋設処理を行うか、持ち帰り食用等の自家処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したイノシシの食肉について、自家処理における安全性確保を図るため、食品衛生法等に基づく衛生管理等の普及に努める。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし